

「カルプロパミド」及び「ピラスルホトール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「カルプロパミド」については平成19年8月17日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

「ピラスルホトール」については平成19年8月17日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

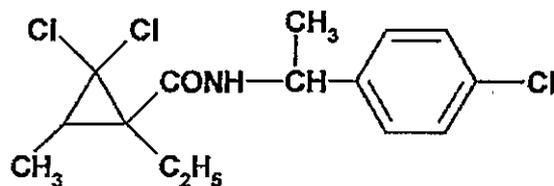
また、「カルプロパミド」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522005号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) カルプロパミド

本薬は殺菌剤であり、平成19年8月現在、稲に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

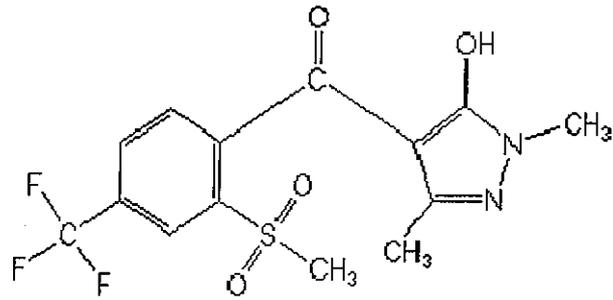
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) ピラスルホトール

本薬は除草剤であり、今回平成19年8月17日付けで「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、小麦、大麦等に係る残留基準の設定が要請されたところである。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。